


熊本市上下水道局給水装置工事設計施工基準 令和2年度改訂新旧改定表

総則編

		新	旧
目次	1.2 変更 2.1 2.2 2.9 3.4 3.6 第10章 追加 第11章 変更	用語の定義 給水装置の設計 事前調査 メーター口径の選定 道路、河川等の占用許可申請 工事中止、変更の申請 開発行為等における水道施設の整備（無償譲渡） 11.1 検査要領 11.2 検査の種類と内容 11.3 工事記録の保存	給水装置の定義 設計での注意 調査 メーター口径 道路、河川占用許可申請 工事中止、変更の届け出 10.1 検査要領 10.2 検査の種類 10.3 工事記録の保存
P1-1	1.1	一部削除修正	この基準は、水道法、水道法施行令、熊本市水道条例及び熊本市水道条例施行規程に基づいて施行する給水装置工事について、設計から施工、検査までの必要事項を定め、その適正かつ合理的な実施を図ることを目的とする。
P1-1	1.2	追加	<p>管理者 熊本市上下水道事業管理者をいう。 熊本市上下水道局をいう。</p> <p>指定工事業者 水道法第16条の2第1項により管理者が指定した指定給水装置工事事業者をいう。</p> <p>主任技術者 水道法第25条の4第1項により指定工事事業者が給水装置工事主任技術者として選任したものをいう。</p> <p>法 水道法(昭和32年6月15日法律第177号)をいう。 水道法施行令(昭和32年12月12日政令第336号)をいう。 水道法施行規則(昭和32年12月14日厚生省令第45号)をいう。 基準省令 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年3月19日厚生省令第14号）をいう。</p> <p>水道条例 熊本市水道条例(昭和33年10月6日条例第37号)をいう。 施行規程 熊本市水道条例施行規程(平成10年8月12日水道局規程第12号)をいう。 施工基準 給水装置工事設計施工基準(本施工基準)をいう。 給水装置 需要者に水を供給するために、管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。(法第3条第9項)</p> <p>給水管 水道事業者の配水管から個別の需要者に給水するために分岐して設けられた管又はその給水管から取り出して設けられた管をいう。</p>
P1-2	1.2	追加	<p>給水用具 給水管に容易に取り外しの出来ない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいう。</p> <p>給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕および撤去の工事(条例第2条第3項)をいうが、ここでは調査から工事の施工、竣工検査までの一連の過程全てまたはその一部をいう。</p> <p>配水管 配水池、配水タンク等から浄水を輸送、分配、供給する機能を持った管の総称で、配水本管（給水管の分岐を行ってはならない口径φ350mm以上の管）と、配水支管（給水管を分岐できる口径φ75mm～φ300mm以下の管）をいう。</p>
P1-3	1.4.1	修正	新たに配水管から分岐し給水装置を設ける工事をいう（ただし、給水管から新しく分岐する工事は分岐新設工事（以下「分新」という。）という。）。
P1-3	1.4.2	追加	既設の給水装置の一部又は全部を変更する工事及び給水管、給水栓、給水用具等を増減する工事をいう。（メーターの口径を変更する工事は、口径変更という。また、メーター上流側の管路、口径のいずれかを変更する工事は、配管変更という。）
P2-1	2.1	修正	給水装置の設計は、事前調査及び現場調査を十分に <u>行い</u> 、
P2-1	2.2	修正	3. 給水管から分岐給水の場合は、給水装置所有者等の権利関係の確認を行うこと。 4. 道路、河川、水路、公園管理者等の確認及び舗装種別の確認を行うこと。 5. 新設・既設給水管の分岐位置及び止水栓、メーター位置の確認を行うこと。
			給水装置の設計は、事前調査及び現場調査を十分に <u>行ったあと</u> 、 3. 私管よりの分岐給水の場合は、給水装置所有者等の権利関係の確認を行うこと。 4. 道路、河川管理者等の確認及び舗装種別の確認を行うこと。 5. 新設給水管の分岐位置及び止水栓、メーター位置の確認を行うこと。

		修正	各種埋設物の有無 種類（上下水道・ガス・電気・電話・工業用水・農業用水等）、口径、布	各種埋設物の有無 種類（上下水道・ガス・電気・電話等）、口径、布設置																																																																																																																
P2-2	2.2	追加	直結増圧方式の場合 ポンプの構造および性能、位置																																																																																																																	
P2-3	2.3	修正																																																																																																																		
P2-3	2.3.1.1 2.3.2	修正 修正	配水管の水量、水圧を利用して給水装置の末端給水栓まで給水する方式をいい、 ・・・一旦受水槽に受け給水する方式をいう。	配水管の水圧を利用して給水する方式であり、 ・・・一旦受水槽に受け給水する方式である。																																																																																																																
P2-4	2.3.2	追加	(5) 24時間営業等のように、断減水による影響が大きい建築物に給水する場合	(5) 24時間営業等のように、断減水による影響が大きい建築物																																																																																																																
P2-6	表2-3	追加	表2-3 給水用具の標準使用水量 (流速2m/s以内とする) <table border="1" data-bbox="403 542 1008 598"> <tr> <td>給水栓口径 (mm)</td> <td>13</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>標準流量 (ℓ/min)</td> <td>15</td> <td>37</td> <td>58</td> <td>151</td> <td>250</td> <td>530</td> </tr> </table>	給水栓口径 (mm)	13	20	25	40	50	75	標準流量 (ℓ/min)	15	37	58	151	250	530	表2-3 給水用具の標準使用水量 (流速2m/s以内とす <table border="1" data-bbox="1299 542 1993 598"> <tr> <td>給水栓口径 (m)</td> <td>13</td> <td>20</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>標準流量 (ℓ/min)</td> <td>15</td> <td>37</td> <td>58</td> </tr> </table>	給水栓口径 (m)	13	20	25	標準流量 (ℓ/min)	15	37	58																																																																																										
給水栓口径 (mm)	13	20	25	40	50	75																																																																																																														
標準流量 (ℓ/min)	15	37	58	151	250	530																																																																																																														
給水栓口径 (m)	13	20	25																																																																																																																	
標準流量 (ℓ/min)	15	37	58																																																																																																																	
P2-6	表2-4	追加	表2-4 給水用具数と使用水量比 <table border="1" data-bbox="403 638 1097 758"> <tr> <td>総給水用具数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>使用水量比</td> <td>1</td> <td>1.4</td> <td>1.7</td> <td>2.0</td> <td>2.2</td> <td>2.4</td> <td>2.6</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>総給水用具数</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>使用水量比</td> <td>2.9</td> <td>3.0</td> <td>3.5</td> <td>4.0</td> <td>5.0</td> <td>5.8</td> <td>6.5</td> <td>7.0</td> </tr> </table>	総給水用具数	1	2	3	4	5	6	7	8	使用水量比	1	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	総給水用具数	9	10	15	20	30	40	50	60	使用水量比	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0	5.8	6.5	7.0	表2-4 給水用具数と使用水量比 <table border="1" data-bbox="1299 638 2004 758"> <tr> <td>総給水用具数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>使用水量比</td> <td>1</td> <td>1.4</td> <td>1.7</td> <td>2.0</td> <td>2.2</td> <td>2.4</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>総給水用具数</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用水量比</td> <td>2.8</td> <td>2.9</td> <td>3.0</td> <td>3.5</td> <td>4.0</td> <td>5.0</td> <td></td> </tr> </table>	総給水用具数	1	2	3	4	5	6	7	使用水量比	1	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6	総給水用具数	8	9	10	15	20	30		使用水量比	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0																																													
総給水用具数	1	2	3	4	5	6	7	8																																																																																																												
使用水量比	1	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8																																																																																																												
総給水用具数	9	10	15	20	30	40	50	60																																																																																																												
使用水量比	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0	5.8	6.5	7.0																																																																																																												
総給水用具数	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																													
使用水量比	1	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6																																																																																																													
総給水用具数	8	9	10	15	20	30																																																																																																														
使用水量比	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0																																																																																																														
P2-7	表2-5	修正	<table border="1" data-bbox="403 790 761 893"> <tr> <td>戸数</td> <td>同時使用水量 (ℓ/min)</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>53</td> </tr> </table>	戸数	同時使用水量 (ℓ/min)	1	42	2	53	<table border="1" data-bbox="1299 790 1657 893"> <tr> <td>戸数</td> <td>同時使用水量 (ℓ/min)</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>53</td> </tr> </table>	戸数	同時使用水量 (ℓ/min)	1	41	2	53																																																																																																				
戸数	同時使用水量 (ℓ/min)																																																																																																																			
1	42																																																																																																																			
2	53																																																																																																																			
戸数	同時使用水量 (ℓ/min)																																																																																																																			
1	41																																																																																																																			
2	53																																																																																																																			
P2-8	表2-6	修正	<table border="1" data-bbox="403 917 1276 1284"> <thead> <tr> <th rowspan="2">器具名</th> <th rowspan="2">水栓</th> <th colspan="2">器具給水負荷単位</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>私室用</th> <th>公衆用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大便器</td><td>洗浄弁</td><td>6</td><td>10</td><td rowspan="13"></td></tr> <tr><td>大便器</td><td>洗浄タンク</td><td>3</td><td>5</td></tr> <tr><td>小便器</td><td>洗浄弁</td><td>—</td><td>5</td></tr> <tr><td>小便器</td><td>洗浄タンク</td><td>—</td><td>3</td></tr> <tr><td>洗面器</td><td>給水栓</td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>手洗器</td><td>給水栓</td><td>0.5</td><td>1</td></tr> <tr><td>浴槽</td><td>給水栓</td><td>2</td><td>4</td></tr> <tr><td>シャワー</td><td>混合栓</td><td>2</td><td>4</td></tr> <tr><td>台所流し</td><td>給水栓</td><td>3</td><td>—</td></tr> <tr><td>料理場流し</td><td>給水栓</td><td>2</td><td>4</td></tr> <tr><td>食器流し</td><td>給水栓</td><td>—</td><td>5</td></tr> <tr><td>掃除用流し</td><td>給水栓</td><td>3</td><td>4</td></tr> </tbody> </table>	器具名	水栓	器具給水負荷単位		備考	私室用	公衆用	大便器	洗浄弁	6	10		大便器	洗浄タンク	3	5	小便器	洗浄弁	—	5	小便器	洗浄タンク	—	3	洗面器	給水栓	1	2	手洗器	給水栓	0.5	1	浴槽	給水栓	2	4	シャワー	混合栓	2	4	台所流し	給水栓	3	—	料理場流し	給水栓	2	4	食器流し	給水栓	—	5	掃除用流し	給水栓	3	4	<table border="1" data-bbox="1299 917 2172 1284"> <thead> <tr> <th rowspan="2">給水用具</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">給水用具給水負荷単位</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>個人用</th> <th>公共用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大便器</td><td>F. V</td><td>6</td><td>10</td><td rowspan="13">F. V=洗浄弁 F. T=洗浄水槽</td></tr> <tr><td>大便器</td><td>F. T</td><td>3</td><td>5</td></tr> <tr><td>小便器</td><td>F. V</td><td>—</td><td>5</td></tr> <tr><td>小便器</td><td>F. T</td><td>—</td><td>3</td></tr> <tr><td>洗面器</td><td>水栓</td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>手洗器</td><td>〃</td><td>0.5</td><td>1</td></tr> <tr><td>浴槽</td><td>〃</td><td>2</td><td>4</td></tr> <tr><td>シャワー</td><td>混合栓</td><td>2</td><td>4</td></tr> <tr><td>台所流し</td><td>水栓</td><td>3</td><td>—</td></tr> <tr><td>料理場流し</td><td>〃</td><td>2</td><td>4</td></tr> <tr><td>食器流し</td><td>〃</td><td>—</td><td>5</td></tr> <tr><td>掃除用流し</td><td>〃</td><td>3</td><td>4</td></tr> </tbody> </table>	給水用具		給水用具給水負荷単位		備考	個人用	公共用	大便器	F. V	6	10	F. V=洗浄弁 F. T=洗浄水槽	大便器	F. T	3	5	小便器	F. V	—	5	小便器	F. T	—	3	洗面器	水栓	1	2	手洗器	〃	0.5	1	浴槽	〃	2	4	シャワー	混合栓	2	4	台所流し	水栓	3	—	料理場流し	〃	2	4	食器流し	〃	—	5	掃除用流し	〃	3	4
器具名	水栓	器具給水負荷単位				備考																																																																																																														
		私室用	公衆用																																																																																																																	
大便器	洗浄弁	6	10																																																																																																																	
大便器	洗浄タンク	3	5																																																																																																																	
小便器	洗浄弁	—	5																																																																																																																	
小便器	洗浄タンク	—	3																																																																																																																	
洗面器	給水栓	1	2																																																																																																																	
手洗器	給水栓	0.5	1																																																																																																																	
浴槽	給水栓	2	4																																																																																																																	
シャワー	混合栓	2	4																																																																																																																	
台所流し	給水栓	3	—																																																																																																																	
料理場流し	給水栓	2	4																																																																																																																	
食器流し	給水栓	—	5																																																																																																																	
掃除用流し	給水栓	3	4																																																																																																																	
給水用具		給水用具給水負荷単位			備考																																																																																																															
		個人用	公共用																																																																																																																	
大便器	F. V	6	10	F. V=洗浄弁 F. T=洗浄水槽																																																																																																																
大便器	F. T	3	5																																																																																																																	
小便器	F. V	—	5																																																																																																																	
小便器	F. T	—	3																																																																																																																	
洗面器	水栓	1	2																																																																																																																	
手洗器	〃	0.5	1																																																																																																																	
浴槽	〃	2	4																																																																																																																	
シャワー	混合栓	2	4																																																																																																																	
台所流し	水栓	3	—																																																																																																																	
料理場流し	〃	2	4																																																																																																																	
食器流し	〃	—	5																																																																																																																	
掃除用流し	〃	3	4																																																																																																																	
P2-10	表2-7	修正	(空気調和衛生工学便覧 平成22年版による) アパート及びマンション等の1戸当り人員標準算定表 <table border="1" data-bbox="403 1356 1276 1412"> <tr> <td>部屋タイプ</td> <td>1 K, 1 DK</td> <td>1 LDK</td> <td>2 K, 2 DK</td> <td>2 LDK以上</td> </tr> <tr> <td>人員(人/戸)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table> ※熊本市平均給水量は300ℓ/人・日 1 K・1DK (1人) の同時使用は2栓とする。		部屋タイプ	1 K, 1 DK	1 LDK	2 K, 2 DK	2 LDK以上	人員(人/戸)	1	2	3	4	(空気調和衛生工学便覧 平成7年版による) アパート及びマンション等の1戸当り人員標準算定表 <table border="1" data-bbox="1299 1356 2172 1412"> <tr> <td>部屋タイプ</td> <td>1 K</td> <td>1 DK, 1 LDK</td> <td>2 K, 2 DK</td> <td>2 LDK以上</td> </tr> <tr> <td>人員(人/戸)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table> ※熊本市平均給水量は300ℓ/人・日 1 K (1人) の同時使用は2栓とする。	部屋タイプ	1 K	1 DK, 1 LDK	2 K, 2 DK	2 LDK以上	人員(人/戸)	1	2	3	4																																																																																											
部屋タイプ	1 K, 1 DK	1 LDK	2 K, 2 DK	2 LDK以上																																																																																																																
人員(人/戸)	1	2	3	4																																																																																																																
部屋タイプ	1 K	1 DK, 1 LDK	2 K, 2 DK	2 LDK以上																																																																																																																
人員(人/戸)	1	2	3	4																																																																																																																

P2-14	2.9 2.10 2.10.1	修正 削除	<p>2.9 メーター口径の選定 維持管理の基礎的資料として用いるものである。</p> <p>2.10.1 記入方法 (管種) (口径) (延長) P O φ 2 5 1. 5</p> <p>工事の設計、施工に際しては、 ④立面図・アイソメ図(系統図含む) 建物や給水管の配管状況等を図示したの ⑤削除</p>	<p>2.9 メーター口径 維持管理の技術的な基礎的資料として使用するものである。</p> <p>2.10.1 記入方法 (管種) (口径) (延長) P E P φ 2 5 1. 5</p> <p>給水装置工事の設計、施工に際しては、 ④立面図(系統図含む) 建物や給水管の配管状況等を図示したの ⑤立体図(アイソメ図) 給水管の配管状況等を立体的に図示したのもの</p>																																																																																																
P2-15	2.10.2	追加 修正	<p>③布設する管の管種、口径、延長、材料名称及び位置(給湯等含む) ※平面図記入例参照 (4) 平面図で表すことの出来ないヘッダー等の部分に関しては、拡大図等により図示すること。 (5) 立面図・アイソメ図 立面図は平面で表現することが出来ない建物や配管状況を立体的に表示するもので、施工する管の種類、口径及び延長等を記載すること。 ※立面図記入例参照 (6) その他</p>	<p>③布設する管の管種、口径、延長及び位置(給湯等含む) (4) 平面図で表すことの出来ない部分に関しては、拡大図等により図示すること。 (5) 立面図 (6) 立体図 (7) その他</p>																																																																																																
P2-16	表2-10	追加 変更	<p>表2-10 弁栓類とその他の図示記号</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>図示表示</th><th>名称</th><th>図示表示</th><th>名称</th><th>図示表示</th><th>名称</th><th>図示表示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仕切弁</td><td></td><td>消火栓(地下式)</td><td></td><td>管の交差</td><td></td><td>止水栓</td><td></td></tr> <tr> <td>防護管(さや管)</td><td></td><td>リングバルブメーター</td><td></td><td>メーターユニット</td><td></td><td>メーターユニット(副弁付)</td><td></td></tr> <tr> <td>逆止弁(バルブ)</td><td></td><td>口径変更</td><td></td><td>管種変更</td><td></td><td>空気弁</td><td></td></tr> <tr> <td>露出バルブ</td><td></td><td>伸縮継手</td><td></td><td>増圧装置</td><td></td><td>減圧弁</td><td></td></tr> <tr> <td>玄関マーク</td><td></td><td>埋設用バルブ</td><td></td><td>継ぎ手補修バンド</td><td></td><td>受水槽</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	図示表示	名称	図示表示	名称	図示表示	名称	図示表示	仕切弁		消火栓(地下式)		管の交差		止水栓		防護管(さや管)		リングバルブメーター		メーターユニット		メーターユニット(副弁付)		逆止弁(バルブ)		口径変更		管種変更		空気弁		露出バルブ		伸縮継手		増圧装置		減圧弁		玄関マーク		埋設用バルブ		継ぎ手補修バンド		受水槽		<p>表2-10 弁栓類とその他の図示記号</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>図示表示</th><th>名称</th><th>図示表示</th><th>名称</th><th>図示表示</th><th>名称</th><th>図示表示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仕切弁</td><td></td><td>消火栓(地下式)</td><td></td><td>管の交差</td><td></td><td>止水栓</td><td></td></tr> <tr> <td>防護管(さや管)</td><td></td><td>リングバルブメーター</td><td></td><td>メーターユニット</td><td></td><td>メーターユニット(副弁付)</td><td></td></tr> <tr> <td>逆止弁(バルブ)</td><td></td><td>口径変更</td><td></td><td>管種変更</td><td></td><td>空気弁</td><td></td></tr> <tr> <td>露出バルブ</td><td></td><td>伸縮継手</td><td></td><td>増圧装置</td><td></td><td>減圧弁</td><td></td></tr> <tr> <td>玄関マーク</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	図示表示	名称	図示表示	名称	図示表示	名称	図示表示	仕切弁		消火栓(地下式)		管の交差		止水栓		防護管(さや管)		リングバルブメーター		メーターユニット		メーターユニット(副弁付)		逆止弁(バルブ)		口径変更		管種変更		空気弁		露出バルブ		伸縮継手		増圧装置		減圧弁		玄関マーク							
名称	図示表示	名称	図示表示	名称	図示表示	名称	図示表示																																																																																													
仕切弁		消火栓(地下式)		管の交差		止水栓																																																																																														
防護管(さや管)		リングバルブメーター		メーターユニット		メーターユニット(副弁付)																																																																																														
逆止弁(バルブ)		口径変更		管種変更		空気弁																																																																																														
露出バルブ		伸縮継手		増圧装置		減圧弁																																																																																														
玄関マーク		埋設用バルブ		継ぎ手補修バンド		受水槽																																																																																														
名称	図示表示	名称	図示表示	名称	図示表示	名称	図示表示																																																																																													
仕切弁		消火栓(地下式)		管の交差		止水栓																																																																																														
防護管(さや管)		リングバルブメーター		メーターユニット		メーターユニット(副弁付)																																																																																														
逆止弁(バルブ)		口径変更		管種変更		空気弁																																																																																														
露出バルブ		伸縮継手		増圧装置		減圧弁																																																																																														
玄関マーク																																																																																																				
P2-17	表2-13	修正	<p>表2-13 給水管の管種・記号</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管種</th><th>記号</th><th>管種</th><th>記号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄管</td><td>DA、NS、DK、GX (DCIP)</td><td>ステンレス鋼管</td><td>S (SUS)</td></tr> </tbody> </table>	管種	記号	管種	記号	ダクタイル鋳鉄管	DA、NS、DK、GX (DCIP)	ステンレス鋼管	S (SUS)	<p>表2-13 給水管の管種・記号</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管種</th><th>記号</th><th>管種</th><th>記号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄管</td><td>D (DCIP)</td><td>ステンレス鋼管</td><td>S (SUS)</td></tr> </tbody> </table>	管種	記号	管種	記号	ダクタイル鋳鉄管	D (DCIP)	ステンレス鋼管	S (SUS)																																																																																
管種	記号	管種	記号																																																																																																	
ダクタイル鋳鉄管	DA、NS、DK、GX (DCIP)	ステンレス鋼管	S (SUS)																																																																																																	
管種	記号	管種	記号																																																																																																	
ダクタイル鋳鉄管	D (DCIP)	ステンレス鋼管	S (SUS)																																																																																																	
P2-18	注意点	削除	削除	・屋外の給水情報として、管種、口径、延長を記入する。																																																																																																
P3-1	3.1	修正	<p>工事の申し込み(条例第10条)は、「申込者」又は「申込者より委任を受けた指定工事業者」が・・・(様式9 日本産業規格A列4番 上質紙・・・)</p> <p>2. 申込者が法人の場合は、法人の名称、氏名及び代表者印(法人の印)を押印すること。</p> <p>3. 給水管から分岐しようとする場合は、その所有者の同意を申請書に得ること。</p> <p>5. 給水装置所有者の変更がある場合は、「給水装置所有者名義変更届」(様式7) 手続きを事前に済ませるか、申請と同時に申し込むこと。</p> <p>6. 申請者が、市内に居住しないときは、市内に居住する代理人を置き、その代理人の住所及び氏名を記入し押印すること。(条例第5条)</p> <p>7. 同意や内容確認については、その旨を特記事項に記載の上、申請者及び利害関係者の氏名を記入し押印すること。※別紙でも可</p>	<p>工事の申し込み(条例第10条)は、申込者又は申込者より委任を受けた指定給水装置工事業者(以下「指定工事業者」という。)が・・・(様式9 日本工業規格A列4番 上質紙・・・)</p> <p>2. 申込者が法人の場合は、法人の名称並びに代表者の印を押印すること。</p> <p>3. 私管から分岐しようとする場合は、その所有者の同意を申請書に得ること。</p> <p>5. 給水装置所有者の変更がある場合は、「給水装置所有者名義変更届」(様式7)を提出後、申し込むこと。</p> <p>6. 申請者が、市内に居住しないときは、市内に居住する代理人をおき、その代理人の印を押印すること。(条例第5条)</p> <p>7. 同意や内容確認については申請者及び利害関係者の印を押印すること。</p>																																																																																																

P3-2	3.2	修正	加入金基準額については次のとおりとする。 (税込み)	加入金基準額については次のとおりとする。 (税込み)																																										
	3.2	削除	削除	(経過措置)																																										
P3-3	3.5	修正	道路交通法に定める道路、交通の用に供されている道路を掘削する場合は、事前に所轄の警察署から「道路使用許可」を得るもので、適正な工程により実施すること。なお、工事の際は、許可条件を遵守し、許可証を携帯すること。	道路交通法に定める道路を掘削する場合は、事前に所轄の警察署から「道路使用許可」を得ること。工事の際は、許可条件を遵守し、許可証を携帯すること。																																										
	3.6	修正	工事中止、変更の申請 工事を申し込み、工事の承認後に工事中止又は設計変更及び指定工事業者の変更等が生じた場合は、遅滞なく各申請手続きを行うこと。ただし、軽微な変更に関しては除く。	工事中止、変更の届け出 工事を申し込み、工事の承認後に工事中止又は設計変更及び指定工事業者の変更等が生じた場合は、遅滞なく担当部署に届けなければならない。																																										
P4-3	4.4	修正	1. 給水管の埋設深さは、道路部分にあつては道路管理者の指示による埋設深さとし、宅地内にあつては0.3メートル以上を標準とするが、車両等の荷重を受ける場合別途考慮すること。	1. 給水管の埋設深さは、道路部分にあつては道路管理者の指示による埋設深さとし、宅地内にあつては0.3メートル以上を標準とすること。																																										
	4.5	修正	1. 道路部分に布設する給水管には、明示テープ、埋設表示シート等により管明示を行うこと。	1. 道路部分に布設する口径40ミリメートル以上の給水管には、明示テープ、明示シート等により管明示を行うこと。																																										
	4.6	修正	配水管等から分岐して最初に設置する止水栓、仕切弁の位置は、原則として敷地部分の道路境界線の近く(1メートル以内)を標準とし、操作及び維持管理に支障を来さない位置とする。	1. 配水管等から分岐して最初に設置する止水栓、仕切弁の位置は、原則として敷地部分の道路境界線の近く(1メートル以内)を標準とする。																																										
	4.7	修正	メーターは、専用又は共用給水装置ごとに1個とする。(施行規程第11条)ただし、この基準により難き場合は、その都度、管理者の許可を受けなければならない	メーターは、専用又は共用給水装置ごとに1個とする。(施行規程第14条)ただし、この基準により難き場合は、その都度、管理者の許可を受けなければならない																																										
P4-7	4.8	修正	20. ダクタイル鋳鉄管の接合は次によることとする。 ①メカニカル継手、プッシュオン継手等とし水道工事共通仕様書によることとする。	20. ダクタイル鋳鉄管の接合は次によることとする。 ①メカニカル継手、プッシュオン継手等とし水道工事標準仕様書によることとする。																																										
P4-8	4.8	修正	22. 異種給水管の接合は次によること ②耐衝撃性硬質塩化ビニル管と金属継手の接合には伸縮継手を用いること。	22. 異種給水管の接合は次によること ②耐衝撃性硬質塩化ビニル管と内外面ライニング鋼管の接合には伸縮継手を用いること。																																										
P4-13	4.10	修正	4. やむを得ず旧管が撤去できない場合は、道路管理者等との協議により、土砂流入対策を適切に講じること。	4. やむを得ず旧管が撤去できない場合は、道路管理者等との協議により、土砂流入対策を適切に施工すること。																																										
P4-14	4.13	追加	2. 速やかに本復旧工事を行うことが困難なときは、道路管理者の承諾を得た上で仮復旧工事を行うこと。 なお、この際、白線等道路標示のほか、必要により道路管理者の指示による表示(水及び3桁の事業者番号)をペイント等により表示すること。	2. 速やかに本復旧工事を行うことが困難なときは、道路管理者の承諾を得た上で仮復旧工事を行うこと。 尚、この際、白線等道路標示のほか、必要により道路管理者の指示による表示をペイント等により表示すること。																																										
P4-15	4.16	修正	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管(HIVP) JIS K 6742 16~50 *宅内の仕切弁以下に限る	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管(HIVP) JIS K 6742 16~50 *宅内の止水栓、仕切弁以下に限る																																										
		追加	水道用ゴム輪型耐衝撃性硬質塩化ビニル管 JWWA K 129 75~150 *宅内の仕切弁以下に限る	水道用ゴム輪型耐衝撃性硬質塩化ビニル管 JWWA K 129 75~150 *宅内の止水栓、仕切弁以下に限る																																										
P5-1	5.1	追加	2. 道路と敷地の境界に近接した敷地内(境界より概ね3.0メートル以内)で、着靴のまま検針出来、開閉栓及び維持管理作業に支障がない場所とすること。	2. 道路と敷地の境界に近接した敷地内で、着靴のまま検針出来、開閉栓及び維持管理作業に支障がない場所とすること																																										
P5-5	表5-5	修正																																												
P5-5	表5-6	修正	たて型軸流羽根車(たて形ウォルトマン:フランジ接続式) R値(Q3/Q1)=100 <table border="1"> <tr> <td>50</td> <td>1.25 ~17.0</td> <td>50.0</td> <td>30.0</td> <td>87</td> <td>140</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>2.5 ~27.5</td> <td>78.0</td> <td>47.0</td> <td>138</td> <td>218</td> <td>390</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>4.0 ~44.0</td> <td>125.0</td> <td>74.5</td> <td>218</td> <td>345</td> <td>620</td> </tr> </table>	50	1.25 ~17.0	50.0	30.0	87	140	250	75	2.5 ~27.5	78.0	47.0	138	218	390	100	4.0 ~44.0	125.0	74.5	218	345	620	たて型軸流羽根車(たて形ウォルトマン:フランジ接続式) R値(Q3/Q1)=100 <table border="1"> <tr> <td>50</td> <td>1.25 ~17.0</td> <td>50.0</td> <td>30.0</td> <td>87</td> <td>140</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>2.5 ~27.5</td> <td>78.0</td> <td>47.0</td> <td>138</td> <td>200</td> <td>390</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>4.0 ~44.0</td> <td>125.0</td> <td>74.5</td> <td>218</td> <td>345</td> <td>620</td> </tr> </table>	50	1.25 ~17.0	50.0	30.0	87	140	250	75	2.5 ~27.5	78.0	47.0	138	200	390	100	4.0 ~44.0	125.0	74.5	218	345	620
50	1.25 ~17.0	50.0	30.0	87	140	250																																								
75	2.5 ~27.5	78.0	47.0	138	218	390																																								
100	4.0 ~44.0	125.0	74.5	218	345	620																																								
50	1.25 ~17.0	50.0	30.0	87	140	250																																								
75	2.5 ~27.5	78.0	47.0	138	200	390																																								
100	4.0 ~44.0	125.0	74.5	218	345	620																																								
P5-9	図5-1	追加	図5-1に(一次側)の文字を追加																																											
P6-2	6.3	修正	3階直結式給水にかかる工事の申し込みをしようとするものは、	3階直結式給水にかかる給水装置工事の申し込みをしようとするものは、																																										
P9-1	9.3	修正	(資-6参照)	(資料1-5参照)																																										
P9-4	9.5	修正	既設の受水槽式からの改造は、施工基準に適合する場合のみ認める。	既設の受水槽式からの改造は、本施工基準に適合する場合のみ認める。																																										

P9-4	9.6	修正	工事検査は「第11章工事検査」に基づき行うものとする。	工事検査は「第10章工事検査」に基づき行うものとする。
P9-4	9.7	修正	増圧式給水の申込みをしようとするものは、	直結増圧式給水の申込みをしようとするものは、
P9-4	9.8	修正	申込者は、工事申請の際に提出した	申込者は、給水装置工事申請の際に提出した
P10-1		追加	第10章 開発行為等における水道施設の整備（無償譲渡）	
P10-2				
P11-1		修正	<p>第11章</p> <p>11.1 検査要領</p> <p>1. 指定工事業者は、事前に主任技術者が竣工図等の書類検査及び現地検査により、給水装置が構造及び材質の基準に適合していることを確認しておくものとする。</p> <p>2. 指定工事業者は、工事完了後直ちに竣工書類等（給水装置工事検査願（様式10 日本産業規格A列4番 上質紙 A列本判70.5kg以上）、給水装置工事竣工図（様式11 日本産業規格A列3番 上質紙 A列本判57.5kg以上）及び工事記録写真）を担当部署に提出し、審査を経たのち検査を受けなければならないものとする。なお、一時用（工事現場等）の検査についても同様の取り扱いとする。</p> <p>また、申請者は工事に関して同意や内容確認が必要な場合は 竣工図に直接記載、または、別紙に内容を記入し、署名・押印することとする。</p> <p>3. 検査は、工事ごとに指名された主任技術者が立ち会いの上、現地検査を原則とする。なお、検査は原則として引渡し前に受検することとする。</p> <p>4. 給水装置の検査の際、手直し等の指摘事項があった場合は、竣工検査手直完了報告書（様式10）により指示し、指摘事項については指定期間内に手直しを実施し、期間内に再検査を受けなければならないものとする。</p> <p>5. 検査実施の際、漏水等の事故が発生した場合は、指定工事業者が責任を持って対処、解決しなければならない。</p>	<p>第10章</p> <p>10.1 検査要領</p> <p>1. 指定工事業者は、主任技術者による事前の竣工図等の書類検査又は現地検査により、給水装置が構造及び材質基準に適合していることを確認しておくものとする。</p> <p>指定工事業者は、工事が完了したときは、竣工図に申請者及び指定工事業者の印を押印し直ちに担当部署に給水装置工事検査願（様式10 日本工業規格A列4番 上質紙 A列本判70.5kg以上）、給水装置工事竣工図（様式11 日本工業規格A列3番 上質紙 A列本判57.5kg以上）及び開発行為等の場合は工事記録写真を提出し、審査を経たのち検査を受けなければならないものとする。尚、一時用（工事現場等）の検査についても同様の取り扱いとする。</p> <p>また、申請者は給水装置工事に関して同意や内容確認が必要な場合は竣工図、または、別紙に内容を記載し印を押印することとする。</p> <p>3. 検査は工事ごとに指名された主任技術者立ち会いの上、現地 検査を原則とする。尚検査は原則として引渡し前に行うものとする。</p> <p>4. 給水装置の検査の際、指摘事項があった場合は、竣工検査手直完了報告書（様式10）により指示し、指摘事項については指定期間内に手直しを実施し、期間内に再検査を受けなければならないものとする</p> <p>5. 検査実施の際、漏水等の事故が発生した場合は、指定工事業者が責任を持って措置しなければならないものとする。</p>
P11-2	11.2	修正 追加 追加 修正	<p>11.2 検査の種類と内容</p> <p>検査の種類については、次のとおりとする。</p> <p>検査内容については、表11-1とする。</p> <p>指定工事業者は、工事ごとに指名した主任技術者に下記の事項に関する記録を作成させ、工事記録写真と共に3年間保存しなければならない。（施行規則第36条第1項第6号）</p> <p>8. 無償譲渡予定給水管は、継手チェックシート、継手管理写真を作成すること（HP及びD. C. I. P）</p>	<p>10.2 検査の種類</p> <p>指定工事業者は、工事ごとに指名した主任技術者に下記の事項に関する記録を作成させ、工事記録写真と共に3年間保存しなければならない。</p> <p>8. 無償譲渡予定給水管は、継手チェックシートを作成すること（HP及びD. C. I. P）</p>
P11-3		追加		
P11-4				
P11-5			表11-1	

参考資料		新	旧
資-2	削除	削除	道路復旧断面図例

様式		新	旧
様-1	修正	直結（3階建・増圧）式給水事前協議書	直結（3階建・増圧）式給水事前協議書
様-2	修正	給水装置の概要	給水装置の概要
様-3	修正	水圧測定記録表	水圧測定記録表
様-4	修正	水圧測定調査通知書	水圧測定調査通知書
様-6	修正	建築確認申請時の合議事項	建築確認申請時の合議事項
様-7	修正	開発行為に伴う給水計画協議申請書	開発行為に伴う給水計画協議申請書
様-14	修正	本管穿孔工事連絡書	本管穿孔工事連絡書
様-15	修正	給水装置工事竣工検査チェックリスト	給水装置工事竣工検査チェックリスト
様-16	修正	竣工検査手直完了報告書	竣工検査手直完了報告書
様-19	追加	受水槽チェックリスト	
様-18	追加	消火・消火補給水槽チェックリスト	

法		新	旧
法-1	削除 変更	<p>関係法規</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市水道条例 ・熊本市水道条例施行規程 ・熊本市上下水道局指定給水装置工事業者規程 <p>上記については、熊本市ホームページの熊本市例規集を参照のこと。</p>	<p>熊本市水道条例</p> <p>熊本市水道条例施行規程</p> <p>熊本市上下水道局指定給水装置工事業者規程</p>
法-6	改定	熊本市上下水道局指定給水装置工事業者の処分基準	熊本市上下水道局指定給水装置工事業者の処分基準
法-7	改定	熊本市上下水道局指定給水装置工事業者の違反行為に係る処分基準	熊本市上下水道局指定給水装置工事業者の違反行為に係る処分基準
法-15	改正	水質基準に関する省令 平成27年3月2日厚生労働省令第29号	水質基準に関する省令 平成26年2月28日厚生労働省令第15号
法-16	改正	第1条 この省令は、平成27年4月1日から施行する。	第1条 この省令は、平成26年4月1日から施行する。